

寝具及びリネン等賃貸借仕様書

本仕様書は、社会福祉法人むつみ福祉会（以下「甲」という。）が委託する寝具及びリネン等賃貸借の仕様を定めるものであり、受託者（以下「乙」という。）は本仕様書に基づき、誠実に業務を遂行するものとする。

1 目的

名古屋市重症心身障害児者施設ティンクルなごやにおいて、利用者に衛生的な療養環境を提供すること、また施設職員が安全に療育できる環境の整備及び施設の効率的な運営を目的とする。

2 履行期間

契約の有効期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までとする。

3 履行場所および病床数

名古屋市北区平手町 1 丁目 1 番地の 5

名古屋市重症心身障害児者施設 ティンクルなごや

病床数 90 床（入所者 80 名、短期利用者 10 名）

予定業務量 令和 7 年～令和 12 年度 平均利用者数 75～80 名

4 業務内容及び仕様書

(1) 入所者用寝具類、医師当直室・仮眠室用寝具類、家族宿泊室用寝具類の賃貸借

- a 寝具類の規格・寸法等については、別表を基本とした同等規格品とする。
- b 寝具類について、委託者と受託者双方立合いのうえ在庫管理を行い、受託者は、寝具類の不足が生じないように予備分を施設内リネン庫に用意しておくこと。
予備分の数量は、委託者と受託者で協議する。

(2) タオル類の賃貸借

- a タオル類の規格・寸法等については、別表を基本とした同等規格品とする。
- b タオル類は無補修のものであること
- c タオル類の納品・回収は、委託者の指定する場所とする。

(3) 寝具類及びタオル類の納品及び回収日

搬出・搬入スケジュールは次のとおりとする。

	火	木	土
寝具類	納品・回収	納品・回収	納品・回収
タオル類	納品・回収	納品・回収	納品・回収

寝具類及びタオル類の納品・回収は週 3 回行うこととし曜日、時間については事

前に申請し承諾を得るものとする。

寝具類及びタオル類の納品・回収のスケジュールについては、状況により見直しの検討をすることができるものとする。

(4) 業務の質の保証

- a 受託者は、本業務を財団法人医療関連サービスマーク振興会が行う「医療関連サービスマーク（寝具類洗濯業務）」の認定を受けている洗濯施設で実施すること。
- b 洗濯・消毒等の基準及び使用する洗剤等は、平成5年2月15日指第14号の厚生省健康政策局指導課長からの通知文「第八 患者等の寝具類の洗濯の業務について」に記載された衛生基準を満たすこと。
- c 感染症の危険性がある寝具類・タオル類（血痕、膿分泌物、糞便等の汚染されたもの）は、委託者がビニール袋に入れた状態で回収場所に配する。受託者は開封することなく施設から搬出するものとする。
- d 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項から第5項まで又は第7項に規定する感染症等の病原体により汚染されているもの（感染されている恐れがあるものを含む。）については、委託者が処理をする。
- e 医療法（昭和23年法律第205号）その他の関係法令で定める基準及び委託者の指示に従い、常に衛生的かつ清潔に行うよう細心の注意を払い、適切に洗濯物の洗濯、保管及び運搬を行わなければならない。

5 業務遂行上の注意事項

- (1) 受託者は、委託者が業務を円滑に行えるよう予備の寝具類・タオル類を施設と協議のうえ、必要数量を搬入し、備えるものとする。
- (2) 寝具類・タオル類は、常に良好な状態で使用できるよう洗濯時に点検し、破損等は補修しなければならない。
- (3) 受託者は、入所者及び関係者に不潔不快の念や、治療・療養並びに施設運営に支障となる行為は絶対にしてはならない。また、個人のプライバシーに十分に配慮し、業務上知り得た施設及び個人の情報を第三者に漏らしてはならない。
また、受託者はこの旨を従事者へ周知徹底させること。

6 損害賠償

- (1) 衛生管理等の欠陥により、施設または第三者に損害を与えた場合は、受託者がその責を負うものとする。
- (2) 搬入・排出時の損害事故等、本業務の実施にあたって、施設または第三者に損害をおよぼした場合は、受託者はその責を負うものとする。

7 代行保証

受託者は、天災等により一時的に業務の遂行が困難となった場合、一般社団法人日本病院寝具協会の別表で定める「業務代行保証に関する細則」に基づき業務を代行または同等の代行保証体制をとり、施設の業務に支障がないよう措置をすること。

8 契約の解除

施設は、次の各号に該当する事由が生じた場合、本契約を解除することができる。

- (1) 受託者が本契約に違反または本契約に関し、施設に著しく損害を及ぼしたとき。
- (2) 受託者が本契約を履行する見込みがないと認めるとき。

9 請求について

- (1) 入所者用寝具類は「当該月の延使用組数※」に「単価」を乗じ、消費税額を加算した金額を請求金額とする。

※延使用組数：病院報告「患者票」における「在院患者延べ数」と当該月の「退院患者数」の合計

- (2) 医師当直室・仮眠室用寝具類は「当該月の使用枚数」に「単価」を乗じ、消費税を加算した金額を請求金額とする。
- (3) 家族宿泊室用カバー類は「当該月の使用枚数」に「単価」を乗じ、消費税を加算した金額を請求金額とする。
- (4) 家族宿泊室用寝具類及び入所者用枕は、用意数に「当該用の日数」と「単価」を乗じ、消費税を加算した金額を請求金額とする。
- (5) タオルケット、タオル類は、当該月の各々の納品数に「単価」を乗じ、消費税を加算した金額を請求金額とする。
- (6) 受託者は、賃借料を毎月月末に締め切り、請求書を提出する。
委託者は、翌月末日までに支払うものとする。

10 その他

- (1) 災害時等（天災・人災）において、委託者から緊急の対応を求められた場合は、可能な限りこれに対応するものとする。
- (2) 受託者は、委託された業務を第三者に再委託してならない。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項で疑義が生じた場合は、協議にうえ定めるものとする。